

国民年金
あれこれ
国民年金保険料の納付は
口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。また、口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

国民年金保険料の口座振替について

口座振替の振替方法は、

- ① 通常の納付（翌月末振替）※保険料の割引はありません。
- ② 早割（当月末振替）

※本来の納付期限よりも1カ月早く口座より振替する方法です。

- ③ 6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- ④ 1年前納（4月～翌年3月分）
- ⑤ 2年前納（4月～翌々年3月分）

右記5種類から自由に選んでお申し込みいただくことができます。

「口座振替」と「現金納付」の比較

	割引額		備考
	口座振替	現金納付	
通常の納付（翌月末振替・納付）	0円	0円	
早割（当月末振替）	50円	-	口座振替のみで現金納付にはありません
6カ月前納	1,110円	800円	口座振替は現金納付より310円お得
1年前納	4,110円	3,480円	口座振替は現金納付より630円お得
2年前納	15,650円	14,420円	口座振替は現金納付より1,230円お得

参考：平成30年度の保険料額による割引額

口座振替の申し込み期限と口座振替日

前納種類	前納期間	申し込み期限	口座振替日
6カ月前納	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年前納	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年前納	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※平成31年度の保険料額は、平成31年2月下旬に告示される予定です。

※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

※その他、クレジットカードによる納付方法があります。土浦年金事務所にご相談ください。

申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、土浦年金事務所へ郵送、または、土浦年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口へ提出してください。

※「口座振替申出書」は役場保険年金課、年金事務所、日本年金機構ホームページにあります。

お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。また、土浦年金事務所へ郵送で提出される場合は、提出期限内に届くように、余裕を持って投函してください。

なお、翌月末振替と早割（当月末振替）は随時受け付けしています。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課（〒300-0812 土浦市下高津2-7-29）

☎029-825-1170

自動音声案内に従って【2】のあとに、【2】を押してください。

役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）

保険料を納め忘れと...

督促状や催告書が送付され、督促手数料や延滞金が課される場合があります。

また、有効期間が短い短期被保険者証となる場合があります。医療機関等への受診に不便を来しますので、保険料は忘れず納期限までに納付してください。



後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ
保険料の納め忘れはありませんか？
後期高齢者医療制度の保険料は、年金からの差し引き（特別徴収）または納付書や口座振替による直接納付（普通徴収）により、個人ごとに納付していただきます。
これまで特別徴収となっていた方でも、保険料の額が増減した場合などに、一時的に普通徴収へ変更になることがあります。また、新たに加入（年齢到達・転入など）となった方も、特別徴収が開始となるまでの間は、普通徴収となります。
このように納付方法が変更される場合がありますので、ご自分の保険料に納め忘れがないか、ご確認されることをお勧めします。

問い合わせ先 役場保険年金課 後期医療係

☎68-2211（内線239）

ぼうさい掲示板

～防災行政無線を用いた～

全国一斉情報伝達訓練の実施～

災害や武力攻撃などの発生時に備え、左記のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた国主催による訓練です。

※Jアラートとは、災害や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

訓練事項
実施日時 2月20日（水）午前11時
放送内容 ～防災行政無線にて放送～
町内の防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。
【放送内容】
1. 上りチャイム音
2. 「これは、Jアラートのテストです」×3回
3. 「こちらは、ぼうさい利根です。」×1回
4. 下りチャイム音

※この訓練は、町民の方々へ緊急情報を伝達するための訓練です。町民の方々参加することはありません。

問い合わせ先 役場総務課 消防交通係 ☎68-2211（内線506）

マル福制度

重度心身障害者の助成対象が追加されます。

平成31年4月1日から、『精神障害者保健福祉手帳1級』をお持ちの方が、新たに医療福祉費支給制度（マル福）の助成対象者に追加されます。助成を受けるためには、資格判定の手続きをする必要がありますので、書類をそろえて窓口での申請をお願いいたします。

医療福祉費支給制度（マル福）のご案内

問い合わせ先

役場保険年金課 医療福祉係 ☎68-2211（内線238）

重度心身障害者の方のマル福対象者

旧（平成31年3月31日まで）	新（平成31年4月1日から）
①身体障害者手帳1級・2級所持の方	①身体障害者手帳1級・2級所持の方
②内部障害を理由とする身体障害者手帳3級所持の方	②内部障害を理由とする身体障害者手帳3級所持の方
③療育手帳のAまたはAの判定を受けた方	③療育手帳のAまたはAの判定を受けた方
④特別児童扶養手当1級を受給している方	④特別児童扶養手当1級を受給している方
⑤障害年金の1級を受給している方	⑤障害年金の1級を受給している方
	⑥精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

